

特別養護老人ホーム もみの木 短期入所利用料金表

H30.4.1改定版

要介護度	介護サービス費 (1単位10.33円)					施設利用費 (単位:円)						
	1日あたり					1日あたり						
	施設サービス費 (単位)	サービス体制強化加算 (単位)	夜勤職員配置加算 (単位)	看護体制加算(単位)		負担段階	食費	居住費	介護保険負担割合			
				I III	II IV				1割		2割	
1	682	12	18	4	8	第1	300	820	1,930	(1,956)	2,740	(2,792)
				(12)	(23)	第2	390	820	2,020	(2,046)	2,830	(2,882)
				(12)	(23)	第3	650	1,310	2,770	(2,796)	3,580	(3,632)
				(12)	(23)	第4	1,380	1,970	4,160	(4,186)	4,970	(5,022)
2	749	12	18	4	8	第1	300	820	2,006	(2,032)	2,891	(2,943)
				(12)	(23)	第2	390	820	2,096	(2,122)	2,981	(3,033)
				(12)	(23)	第3	650	1,310	2,846	(2,872)	3,731	(3,783)
				(12)	(23)	第4	1,380	1,970	4,236	(4,262)	5,121	(5,173)
3	822	12	18	4	8	第1	300	820	2,087	(2,113)	3,054	(3,106)
				(12)	(23)	第2	390	820	2,177	(2,203)	3,144	(3,196)
				(12)	(23)	第3	650	1,310	2,927	(2,953)	3,894	(3,946)
				(12)	(23)	第4	1,380	1,970	4,317	(4,343)	5,284	(5,336)
4	889	12	18	4	8	第1	300	820	2,162	(2,187)	3,203	(3,254)
				(12)	(23)	第2	390	820	2,252	(2,277)	3,293	(3,344)
				(12)	(23)	第3	650	1,310	3,002	(3,027)	4,043	(4,094)
				(12)	(23)	第4	1,380	1,970	4,392	(4,417)	5,433	(5,484)
5	956	12	18	4	8	第1	300	820	2,237	(2,263)	3,354	(3,405)
				(12)	(23)	第2	390	820	2,327	(2,353)	3,444	(3,495)
				(12)	(23)	第3	650	1,310	3,077	(3,103)	4,194	(4,245)
				(12)	(23)	第4	1,380	1,970	4,467	(4,493)	5,584	(5,635)

※ 平成30年4月1日現在の料金表です。

※ ()内の数字は看護体制加算Ⅲ、Ⅳの場合の単位数、金額です。

※ 介護サービス費の総単位数に8.3%が介護職員処遇改善加算として加算されております。

※ 送迎をご利用の場合、片道184単位の1割または2割が加算されます。

※ ご利用者の病状等により、療養食加算として8単位/回の1割または2割が加算されます。

※ 洗濯を希望された場合、1回につき100円頂きます。

※ 利用料に医療費、薬代は含まれません。

負担段階の区分 (認定は市区町村です)		介護保険の給付の対象とならないサービス
1. 配偶者(世帯分離している場合も含む)が市区町村民税非課税であること。 2. 本人の預貯金等が1,000万円以下、配偶者がいる方は夫婦で2,000万円以下であること。		<ul style="list-style-type: none"> ・理容サービス ・特別な食事等 (各種行事等による特別食) ・その他の日常生活費 (日用品等) ・その他の費用 電化製品持込料 (1個につき1日50円) 契約終了時の残留物処分等
第1段階	世帯全員が市区町村民税非課税で高齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	
第2段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+非課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	
第3段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+非課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	
第4段階	第1段階～第3段階以外の方	

※ 指定介護老人福祉サービスの中で提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は利用者の負担となります。

※ 介護保険の給付の対象とならないサービスについての詳細は、お気軽にお問い合わせください。